福山支局
〒720-0815　福山市野上町1の10の4
TEL084(925)2121　FAX084(925)2123
fukuyama@mainichi.co.jp
【尾道支局】　0848(23)2678
【広島毎日広告社】　082(228)0181

広島

暮らし　ひろしま

こちら広島弁護士会です ▷31◁

きょうの担当は
加藤 泰弁護士

損害賠償命令制度の意義

今回は前回の被害者参加制度に引き続き、併せて導入された損害賠償命令制度について、紹介します。

この二つの制度は併用が可能であり、私が過去に担当した事件でも併用しています。損害賠償命令制度は刑事裁判の成果を利用して、被害者や遺族が、犯人に対する損害賠償請求に係る紛争を簡易、迅速に解決する目的で創設されました。

従来は被害者が加害者に損害賠償を請求する場合、最終的には民事裁判を起こし、時間、労力、費用を費やす必要がありました。

損害賠償命令制度では、被害者が事前に裁判所に申し立てを行っておけば、被告人に有罪の言い渡しがなされると、直ちに第1回の審理期日が開かれ、通常4回以内の審理期日により迅速に損害賠償を命じる決定が出されます。刑事裁判を担当した裁判官が刑事裁判に引き続いて判断するので効率的といえます。

損害賠償命令制度の対象犯罪は殺人、傷害、強盗致死傷、強制わいせつ、強姦、逮捕、監禁、略取誘拐、人身売買などであり、被害者参加制度の対象犯罪と似ていますが、業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷を含まない点など若干、異なります。過失相殺など複雑な判断が要求され、短期間の審理で結論を出すことが適当でないなどが理由とされています。

また、複雑な事件の場合には対象犯罪であっても民事訴訟へ移行させられる場合もあります。損害賠償命令の決定に対して、当事者から異議が出た場合も民事訴訟へ移行となります。損害賠償命令の決定は確定判決と同じように強制執行の根拠となることから、加害者に財産がある限り迅速に回収することが期待できます。

被害弁償を済ませたことを控訴審で減刑の理由として主張するため、1審の量刑に不服がある加害者からは自主的な支払いも期待できます。もっとも金銭では癒やすことのできない傷を負った被害者にとって、お金を受け取った結果、加害者の量刑が軽くなるかもしれないことには抵抗があるかもしれません。

しかし、多くの刑事事件では金銭的な被害弁償すらなされておらず、被害回復のため、損害賠償命令制度の存在意義は今後ますます大きくなるでしょう。

（かとう・やすし、山下江法律事務所）

紙屋町法律相談センター	☎082・225・1600
ひがし広島法律相談センター	☎082・421・0021
備北法律相談センター	☎0824・64・1008
呉法律相談センター	☎0120・969・214
法律相談センター福山	☎084・973・5900